

第60号議案

教育委員会の権限に属する事務の一部委任の変更に係る滋賀県知事との協議について

教育委員会の権限に属する事務の一部委任を次のとおり変更することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、滋賀県知事と協議する。

令和6年3月 22 日

滋賀県教育委員会

1 現行事務名

青少年関係団体の指導育成に関すること。

2 変更しようとする内容

委任する職員を滋賀県健康医療福祉部長から滋賀県子ども若者部長に変更する。

3 変更年月日

令和6年4月1日